

平成26年5月23日
北九州市教育委員会

平成27年度に北九州市立義務教育諸学校において使用する
教科用図書採択方針（修正案）

- 1 北九州市教育委員会は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」並びに関係諸法規の定めるところに従い、小学校、中学校の特別支援学級及び特別支援学校において使用する教科用図書について、公正を確保し、適正を期して採択する。
- 2 採択に当たっては、北九州市の地域的特性と児童生徒の実態等を考慮することとし、北九州市教育委員会事務局に教科用図書選定委員会を設け、その報告を基に行う。
- 3 教科用図書採択に関しては、公正確保を損なわない範囲内で公表する。

<資料1>

平成26年5月9日
北九州市教育委員会

平成27年度に北九州市立義務教育諸学校において使用する
教科用図書採択方針（案）

- 1 北九州市教育委員会は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」並びに関係諸法規の定めるところに従い、市立小学校・中学校（特別支援学級）及び特別支援学校（小学部・中学部）において使用する教科用図書について、公正を確保し、適正を期して採択する。
- 2 採択に当たっては、北九州市の地域的特性と児童生徒の実態等を考慮することとし、北九州市教育委員会事務局に教科用図書選定委員会を設け、その報告を基に行う。
- 3 教科用図書採択に関しては、公正確保を損なわない範囲内で公表する。